



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 新しい年を迎えて東京オリンピック開催まであと4年になりました。建設業も大変な人手不足と聞きます。下請けでも社員を社会保険に加入させないと仕事がもらえなくなったそうですね。

A1 「ケガと弁当は自分持ち」とは以前大工さんから聞いた言葉です。元気でいれば働けますが働けないようなケガをしたらどうするのかしら、老後はどうするのかしらと心配したのを今でも忘れません。老いて働けなくなった時、万一障害になった時や死亡した時、生活に必要な年金が受け取れないと大変ですね。

会社で社会保険に加入していない場合、個人で国民年金に加入することになります。しかし、国民年金保険料は1ヶ月15,590円(平成27年度)で、20歳～60歳まで40年間加入の場合でも年間受給額は780,100円(平成27年度)、1ヶ月あたり65,000円です。夫婦で満額受給しても約13万円、これでは生活できませんよね。

厚生年金は会社負担もありますが、国民年金の上乗せ保険なので受給額はぐっと増えますし、70歳まで加入することが可能です。

とにもかくにも、建設業の多くの下請けが社会保険に加入していない実態を鑑み、国土交通省が建設業の新規営業許可及び更新する際に社会保険の適用がないと許可又は更新ができなくなります。

更に元請けは下請けが未加入であった場合建設業の許可に係らず下請けに対して指導しなければならなくなり、平成29年度以降においては適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は現場入場を認めない取扱いをする必要があります。

※詳しくは「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に書かれています。

Q2 私は個人事業主です。個人事業でも社会保険を掛けないとダメなんでしょうか？法人の場合はどうですか？

A2 そうですね、個人事業主の場合社会保険に加入しなければならない場合と加入しなくても良い場合があります。

常用労働者が5人以上の場合は会社で社会保険に加入しなくてははいませんが、常用労働者が4人までの場合は加入義務がありません。

ただし、従業員の1/2以上の加入同意がある場合は「任意加入」で加入することができます。個人事業主の場合は、従業員の人数に係らず事業主自身は加入できず、1人親方も加入できません。

一方、法人はたとえ社長一人しかいない場合でも加入義務があります(無報酬の場合を除く)。

また、労働保険(労災・雇用)は社会保険とは異なり、人を使っていれば個人事業主、法人に係らず加入義務がありますのでご注意ください。

現在厚生労働省は社会保険の適用が確認されていない会社に対し、委託会社に外注して適正加入の督促をしています。その根拠は、雇用保険、登記簿、税務署届出書類(国税庁データ)だと思われれます。

社会保険に加入するべきであるにも係らず加入していない会社の言い訳は、社会保険料が高くて入れない、手取り給料が減って社員がいやがる、とか聞きます。本当にそうでしょうか？

今から年金を掛けてももらえないから加入したくない、と言っている人も多いと思いますが「年金機能強化法」により、受給資格期間を25年間から10年間に短縮する法律が成立しています。消費税10%にUPすることで原資を作る予定です。消費税が上がるのはいやですが多くの方が年金をもらえるようになるのは嬉しいです。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980